

インドネシア

SEZ 開発で地方に企業誘致

ジェトロ海外調査部アジア大洋州課 藤江 秀樹

インドネシア向け外国企業投資は近年、内需に狙いを絞ったものが多く、進出先も首都ジャカルタやその周辺に偏っている。さらなる企業誘致を目指す政府は、首都のあるジャワ島以外の地方での工業発展と雇用創出を優先すべく、投資呼び込みの切り札として経済特区（SEZ）に期待をかける。

首都圏への集中是正を

2010年以降、日本企業によるインドネシア進出が加速した。13年には日本が最大の対インドネシア投資国となった。ジェトロ・ジャカルタ事務所がまとめた「日系企業ダイレクトリー2015年版」によれば、1,533社に上る日系企業の進出先としては、ジャカルタ特別州（765社）、西ジャワ州（592社）などの首都圏に9割以上が集積し、そうした一極集中傾向は近年、ますます顕著になっている。

業種、形態によっては、地方に立地する日系企業もある。首都圏周辺に立地する企業は12年以降、最低賃金の急上昇、工業団地の用地価格高騰などの投資コスト増に直面。縫製業を中心とした労働集約型産業では、中部ジャワ州やジョグジャカルタ特別州などの地方都市、あるいはさらなる遠隔地に立地するようになった。そうした地域では、首都圏に比べて人件費は安く、最低賃金は首都圏の半額以下。進出企業の多くはチャイナ・プラス・ワンを意識する輸出志向型である。

インドネシア第2の消費市場としての期待が寄せられている東ジャワ州スラバヤ市周辺は、これまでは保税地域における輸出加工型製造拠点だった。ところがここ数年は消費財・食品企業による東部市場向け生産拠点として注目されている。大塚製薬、ヤクルト、ユニ・チャームがここに新規拠点を設立したほか、農業機械メーカーの井関農機は、国内市場のみならず欧

米・東南アジア向け製造拠点として操業を開始した。

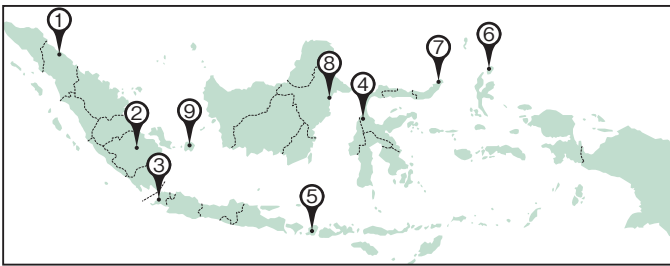
しかし、こうした地方ではハード・ソフト両面のインフラが十分とはいえない。従って日系企業の展開事例も限られる。工業団地や住宅施設は首都圏周辺のように整備されているわけではなく、電力・ガスの安定供給面にも不安がある。加えて、地方政府を窓口とした各種許認可・手続きは、煩雑で時間がかかる上に運用も不透明であると指摘されてきた。

14年10月に発足したジョコ政権は、貧富の格差や地域間格差の是正を目標に掲げ、ジャワ島および首都圏への経済活動の一極集中緩和を優先している。また地方における工業化および輸出産業育成推進のため、インフラ整備や投資優遇策策定といった投資環境の改善に取り組んでいる。投資調整庁（BKPM）は、15～19年の優先政策として、①企業設立手続きのオンライン化を進める「統合ワンストップセンター（PTSP）」の設立・運営、②投資実行に関わる各種ボトルネックの解消、③地方への投資誘致の加速化——を掲げる。15年1月に発表された「国家中期開発計画（RPJMN）2015～2019」でも、ジャワ島外を中心とする工業団地（既存74カ所、新規14カ所）、SEZ（既存9カ所、新規7カ所）、自由貿易地域（既存4カ所）の整備に努める、としている。

SEZ 開発を強力に推進

一般に先進国技術の導入や外国資本の誘致を目指すSEZでは、税の優遇措置、インフラ整備、規制緩和などの優先的措置を有する特別地域を指定して開発を進める。以前からSEZを積極的に導入してきたフィリピン、ベトナム、マレーシアなどの周辺諸国は、外国投資誘致や雇用創出面で成果を挙げている。また、カンボジア、ラオス、ミャンマーでも近年、制度の整

図 認可済みのインドネシア経済特区 (SEZ)



経済特区名 (州)	主要産業
① セイ・マンケイ (北スマトラ)	製造業、物流、観光
② タンジュン・アピアピ (南スマトラ)	製造業、物流、輸出加工産業、エネルギー
③ タンジュン・レスン (バンテン)	観光
④ パル (中部スラウェシ)	製造業、物流、輸出加工産業
⑤ マンダリカ (西ヌサ・トゥンガラ)	観光
⑥ モロタイ (北マルク)	観光、製造業、輸出加工産業、物流
⑦ ビトゥン (北スラウェシ)	製造業、物流、輸出加工産業
⑧ マロイ (東カリマンタン)	製造業、物流、輸出加工産業
⑨ タンジュン・クラヤン (バンカ・プルトゥン)	観光

出所：インドネシア投資調整庁 (BKPM)

備や新規開発が進められている。

インドネシアが取り組んできた類似の既存制度を見ると、14地域を指定した経済統合開発地域 (KAPET) では、実際の開発が数カ所に限られたことなどもあり、特筆すべき進捗は見られなかった。また、保税地域 (KB) は民間によるものが主体で、首都圏に限定された。自由貿易地域 (FTZ) は、シンガポールの約 20 キロ南に位置する Batam 島を除いては成功したとはいえない。インドネシア政府は 2009 年第 39 号 (経済特区法) および政令 2011 年第 2 号を法令化し、SEZ 開発を強力に推進している (図)。

非税制特典で進む改革

SEZ 企業に対しては、表のとおり、税制・非税制両面で各種インセンティブが供与される。他国と比較して見劣りが指摘された所得税への優遇税制に関しては、タックスホリデー (一時免税措置) およびタックスアローワンス (一時減税措置) における適用範囲の拡大や条件緩和に向けた取り組みが行われている。ただし、SEZ 企業には優先的に適用されるとしながらも、あくまで既存の優遇制度と調和した制度である点に留意を要する。ここで言う優遇制度とは、一般企業にも与えられる制度のことだ。また、タックスホリデーおよびタックスアローワンスは、ともに巨額投資を対象とするものであるほか、運用面でも審査に時間が

表 SEZ 企業に付与される税制・非税制特典

税制	・ 所得税 (タックスホリデー、タックスアローワンス)
	・ 輸入関税
	・ 付加価値税
	・ 奢侈 (しゃし) 品販売税
非税制	・ 物品税
	・ ネガティブリストの非適用 SEZ 入居企業に対して外資出資規制を定めたネガティブリスト規定は適用しない。従って SEZ 企業はどの業種でも外資 100% での出資が可能となる
	・ 「3時間投資ライセンス・サービス (123J)」の適用 投資初期承認、法人設立証書、就労に関する許可をはじめとした九つの基本的な手続きを 3 時間以内で優先的に取得できる。従来、最低投資総額 1,000 億ルピア、あるいは雇用 1,000 人以上の投資家が享受できるサービスであったが、適用範囲を SEZ 企業に拡大した
	・ 「ファストトラック建設 (KLIK)」 工場の建設ライセンス取得完了以前に、建設工事を同時並行で可能とする工場稼働までの期間を短縮化する便宜が付与される

注：SEZ によって具体的な恩恵は異なる
資料：各種資料を基に作成

かかり、期限を過ぎても認可されないケースも散見される。

他方、非税制面におけるインセンティブについては抜本的な改革が行われ、SEZ や工業団地への企業誘致に向けた政府の取り組みは大きく進展している。認可を受けた SEZ のうち、セイ・マンケイとタンジュン・レスンは 15 年に稼働したが、両特区への日本企業の進出事例は今のところ見られない。セイ・マンケイでは、ユニリーバ・オレオケミカル・インドネシアが約 2 兆ルピア (約 180 億円) を投じて建設した大規模工場が操業を開始した。同工場では、せっけん、脂肪酸などの原料となる粗パーム核油を精製し、その大部分を輸出している。世界最大規模のパーム油産業に特化した加工基地を目指すセイ・マンケイへは、同社以外にも同分野企業の進出が期待される。

今後、外資系企業の進出をさらに推進するためには、いくつかの継続的な取り組みが必要となる。例えば、SEZ の地方開発においては、資金やリスク面で政府の関与が求められよう。企業誘致に当たっては、資源、原料の川上から川下に至る一貫したサプライチェーンを念頭に置いた戦略的な産業育成を行う、また、中小企業誘致に対する手厚いサポートを行う、といった取り組みが求められる。

JS